

(公財) 福岡県スポーツ協会補助金に係る留意事項

(1) 補助金を請求するにあたっては、領収書（または支出証拠書類等）の原本を提出すること。

ただし、やむを得ない理由がある場合には、コピーの提出も可能とする。その際、原本を提出できない理由を明記し、加盟団体印を押印の上、(公財) 福岡県スポーツ協会に提出すること。(提出様式は問わない)。

なお、(公財) 福岡県スポーツ協会から求めがあれば、速やかに原本を提示すること。

(2) 押印の取扱いについて、「交付申請書」、「謝金領収書」、「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理すること。

「希望調査」「申込書」「推薦書」「報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。

(3) 公益財団法人福岡県スポーツ協会事業補助金交付要綱が一部改正されています。

【対象経費】の項目、「通信運搬費」が「役務費」に変更しました。

また、内容について、具体的に記載しています。